

沼津市立第三小学校いじめ防止基本方針 ～主な流れ～ 令和8年4月 更新

相談窓口 第三小学校 ☎931-0353
校長 教頭 生徒指導主任

いじめ未然防止のための日常の取り組み

1 魅力ある授業・学級・学校づくり

- (基礎的な学力を身に付ける)
- ・「わかる・できる・楽しい」という思いが持てる授業や学級づくりを行う。
 - ・学習習慣を確立する。
 - ・読書活動を推進する。

2 豊かな心が育つ取組

- (きちんと規律を守る)
- ・あいさつ運動を推進する。
- 「明るいあいさつで友達に接しよう」
- ・基本的な生活習慣を確立するための「三小のやくそく」遵守
 - ・学級や学校行事(たてわり活動を含む)における共感的な人間関係作りを行う。
 - ・「さん」づけや相手の気持ちを考えた言葉遣いを指導する。
 - ・児童会活動や学校行事など特別活動における共感的な人間関係づくりを行う。

3 全ての教育活動を通した指導

- ・学期の終わりに自分の生活について振り返る機会をつくり、これからの生活へ生かしていけるように指導を行う。

重大事態への対応(第28条)

重大事態とは

- | | |
|---------------------------|---------------------------------|
| 生命・心身・財産に重大な被害が生じた疑いがある場合 | 相当期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合 |
|---------------------------|---------------------------------|

「いじめ・不登校対策委員会」の設置と学校としての取組

いじめを起こさせないための日常の取組

いじめを早期に発見するための取組

いじめの訴え、いじめに関する情報、いじめと思われる状況の察知

- 日常における児童の兆候を把握する。(担任・全教職員)
- 養護教諭やスクールカウンセラー等の専門性を生かす。

管理職等への報告、事実確認等の対応の決定

- いじめの判断は、教員一人ではない。(学年主任、生徒指導主任等への報告・協議)
- 校長へ迅速に報告し、初動対応の方向を決定する。
- 情報の提供者に配慮する。

関係生徒からの事実の確認

- 複数の教員で対応し、個別に話を聞く。●共感的に聞き、事実を確実に確かむ。

対応方針の決定【いじめ対策委員会】校長、教頭、生徒指導主任、学年主任、担任、関係職員

- いじめた子、いじめられた子に対する具体的な対応や指導の手順等を集まり検討する。
- 学級担任一人に任せることなく、役割分担を明確にする。
- 決定した対応方針を職員間で共通理解する。

いじめられた児童、保護者への援助

- 保護者からの訴えや相談には、親身になって応じる。
- 解決に向けて保護者と共に支援する体制をつくる。
- カウンセラーと連携し、支援を行う。

他の児童への指導

- 新たないじめを防止するための指導を行う。
- 傍観者や取り巻きもいじめを助長していることを理解させる。

いじめた児童、保護者への指導・対応

- 行った行為について、許されないことを十分に自覚させ、謝罪方法等を一緒に考える。
- いじめを繰り返さないためにいじめの背景にあった状況について一緒に考える。

関係機関との連携

- 市教育委員会、警察、少年サポートセンター等、連携協力を図る。(恐喝や暴力等の犯罪行為)

継続指導、指導の見直し
3ヶ月の継続観察

いじめの解消

いじめを未然防止・早期発見するための取り組み

1 共感的な人間関係の醸成

- ・たてわり活動や学校、学年行事など子どもが活躍し、役に立っていると感じ取ることのできる機会を提供し、自己有用感や自己肯定感が高まるように努める。
- ・SELを活用して、安心して自分らしさを発揮できる学級集団を作る

2 校内連携体制の充実

- ・児童理解研修を実施すると共に、一人ひとりの子どもをたくさんの職員目で見守り、職員間の共通理解を図る。
- ・校長、教頭、生徒指導主任、学年主任、担任、関係職員(スクールカウンセラー等)が集まり、指導の方針や具体的な対応を検討する。
- ・決定した方針を職員全体で共通理解し、対応する。

3 アンケート調査等の実施や保護者との連携

- ・学期1回生活アンケートを行い、それを基に面談を行う。
- ・学級集団と子ども一人ひとり個人との関係を把握し、個に応じた指導に生かす。
- ・全家庭と教育相談を行い、保護者と丁寧に連絡を取り合う中で、いじめを見逃さず早期に対応する。また、必要に応じて随時家庭訪問を行う。

重大事態への対応(第28条) 発生時の対応

- 速やかに教育委員会に報告する。
- いじめ対策委員会を中心に事実関係を調査し関係機関と連携し適切な対応をする。
- いじめを受けた児童の保護者に対して、情報を適切に提供する。